

〇〇地区学校統合推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた〇地区学校規模適正化（学校再編）実施計画書に基づき、〇地区の小学校及び中学校の具体的な統廃合を推進するため、〇市〇地区学校統合推進委員会（以下「推進委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び協議し、その結果を教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 校名、校章、校訓、校歌、制服等に関すること。
- (2) 教育課程、学校行事、児童生徒交流に関すること
- (3) 学校、児童会又は生徒会、部活動等の組織に関すること。
- (4) 通学体制に関すること。
- (5) P T A 組織運営に関すること。
- (6) 学校設備、備品の整理（廃棄）等に関すること。
- (7) 学校施設、跡地利用に関すること
- (8) 式典事業に関すること。
- (9) その他統合に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会の委員（以下「委員」という。）の数は 33 人以内とし（理由：不明）、次に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- (1) 学校、P T A 関係者（約 19 人）
- (2) 町内関係者（4 名：4 校区校区公民館長）
- (3) 学識経験者（6 名）
- (4) その他教育長が必要と認める者（約 4 名）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 23 年 5 月 31 日までとする（注：統合閉校は 3 月 31 日）。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進委員会に会長及び副会長を各 1 人置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会議ごとに議事録を調製する。

(関係者の意見聴取)

第 7 条 会長が必要を認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くこと

ができる。

(専門部会)

第8条 推進委員会に第2条に規定する所掌事務の細部について検討するため、次表のとおり専門部会を置く。

部 会 名	所 掌 事 務
総務部会	学校の名称, 校則等 (校章, 校訓, 校章旗, 校歌, 制服, 体育服等), 式典行事, 移転計画に関すること。
教育課程等部会	教育課程等, 学校行事, 児童会, 生徒会, 部活動に関すること。
通学部会	通学体制 (通学路, 通学方法, 安全対策等, スクールバス利用の検討) に関すること。
P T A部会	P T A組織運営 (組織再編, 規約, 役員選出, 運営計画, 予算等) に関すること。
教育事務部会	設備及び備品 (学校備品, 教材備品, 学校図書), 予算計画に関すること。
学校施設跡地等部会	学校施設利用, 跡地利用に関すること。

2 専門部会の組織は, 次に掲げるとおりとする。

- (1) 専門部会の部員 (以下「部員」という。) については, 別に定めるものとする。
- (2) 部会に部長及び副部長各一人を置く。
- (3) 部長は, 部員の互選により定める。
- (4) 副部長, 部長が指名する。
- (5) 部長は, 部会を代表し, 専門部会の会議 (以下「部会会議」という。) を総理し, 部会会議の議長となる。
- (6) 副部長は, 部長を補佐し, 部長が欠けたとき又は事故あるときは, その職務を代理する。
- (7) 部会の部会会議は部長が招集する。ただし, 第1回目の部会は会長が招集する。
- (8) 部会の書記は, 事務局が担当することとする。

3 部長は, 部会会議終了後速やかに会議結果概要報告書 (別記様式) を作成し, 部会会議資料も添付し, 会長及び教育長へ提出するものとする。

4 部長が必要と認めるときは, 部会会議に関係者の出席を求め, 説明又は意見を聞くことができる。

5 部会の設置期間は, 平成20年10月1日から, その目的を達成したときまでとする。

6 部会の事務局は, 教育委員会事務局の関係課に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は, 教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか, 推進委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は, 平成20年7月15日から施行する。